

新潟県立小千谷高等学校いじめ防止基本方針

本校では、全ての教職員が、「いじめはどの子どもにも、どの学校においても起こり得る」という前提に立ち、生徒の尊厳を守りながら、いじめのない学校づくりに向けて組織をあげて取り組みます。

いじめ防止等の対策は、いじめ防止対策委員会が中心となり、保護者、地域、関係機関と連携しながら、いじめの起こらない学校づくりに向け、様々な教育活動を通して未然防止対策を行うとともに、いじめが疑われる事態を把握した際には、早期の解決に向け教育相談委員会等と連携しながら組織的に対応します。

いじめ事案が発生した場合には、速やかに県教育委員会に報告し、連携しながら対処するとともに、必要に応じて所轄の警察署等の関係機関に通報し、援助を求めます。

1 組織的な対応に向けて

- いじめの未然防止のため、「いじめが起きにくい・いじめを許さない」環境を構築します。
- いじめ防止対策委員会は、学校基本方針に基づくアンケートや生徒指導研修などの実施、年間計画の作成・実行・検証・修正の中核となります。
- いじめ防止対策委員会は、いじめの早期発見、適切かつ迅速な対応のための相談・通報の窓口となります。
- いじめ防止対策委員会は、いじめの疑いに関する情報があったときには緊急会議を開催し、事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行います。
- いじめを受けた生徒、いじめを行った生徒に対する支援・指導等、対応方針の決定と対応を組織的に行います。
- 教育相談委員会は、悩みを抱える生徒への組織的な対応を支援するとともに、生徒理解のためのアンケートや教育相談研修等を実施し、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の外部専門家の参加・協力も得ながら、教育相談体制の充実を図ります。

2 いじめの未然防止に向けて

- 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが、いじめの防止等に資することを踏まえて、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動の充実を図るとともに、授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりを進めていきます。
- 「いじめ見逃しゼロスクール集会」等、生徒が主体的にいじめの問題について考え、議論する活動を支援し、自治的な能力や主体的な態度の育成に努めます。

- 他者との交流や関わり合い等を通して、困難に対し他者と協力しながら問題解決を図る意欲や態度等、生徒の社会性を育成し、互いを認め合う人間関係・学校風土をつくります。
- 県の「いじめ見逃しゼロ」関連の取組を推進し、いじめの未然防止について、生徒、保護者、教職員、地域住民の理解を深めるとともに、「いじめを見逃さず、いじめを許さない」意識の醸成に努めます。
- 教職員は、自らの言動が生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導に細心の注意を払います。
- いじめは重大な人権侵害であり、いじめを受けた、いじめを行った生徒及び周囲の生徒に大きな傷を残すものであること、いじめが刑事罰の対象となり得ること、不法行為に対しては損害賠償責任が発生し得ること、等について例示しながら、人権を守ることの重要性やいじめの法律上の扱いについて生徒の理解を深めます。
- 生徒に対して、傍観者にならず、アンケート等を通じていじめ防止対策委員会への報告や相談等、いじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させます。
- 特に配慮が必要な生徒については、保護者と連携し、当該生徒の特性を踏まえ適切に支援するとともに、周囲の生徒に対し必要な指導を組織的に行います。

3 いじめの早期発見に向けて

- いじめは、目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりする等、気付きにくく判断しにくい場合が多いことから、日頃から生徒の見守りや観察、信頼関係の構築等に努め、ささいな兆候であっても、いじめではないかという危機意識をもって、的確に関わり、積極的な認知に努めます。
- 生徒が自らSOSを発信した場合、生徒にとって多大な勇気を要するものであることを理解し、必ず教職員等が迅速に対応することを徹底します。
- 学校と保護者は、いじめの兆候をいち早く把握できるよう、学校や家庭での生徒の様子を注意深く観察・把握し、気になったことを連絡し合うなど、連携に努めます。
- 定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口等の周知により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組むとともに、家庭・地域と連携して生徒の見守りを継続します。アンケート調査においては、目的に応じて内容や実施方法を検討し、記名式と無記名式とを必要に応じて組み合わせて実施します。
- 生徒及び保護者等がいじめに係る相談を容易にできるよう、本校及び県がいじめ等の相談窓口を明確にし、周知を図ります。

4 いじめの早期解決に向けて

- いじめが疑われたり、通報を受けたりした場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかにいじめ防止対策委員会を中心に組織的に対応し、いじめを受けた生徒及びいじめの疑いを知らせてきた生徒を徹底して守り通します。

- いじめを行った生徒に対しては、毅然とした態度で指導するとともに、保護者の協力も得て、当該生徒の心に寄り添いながら、いじめの非に気付かせ、いじめを受けた生徒に対し謝罪の気持ちをもてるよう指導します。
- 教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下、的確な対応を図ります。特に、保護者に対しては素速く対応を始め、丁寧に説明し、連絡を密にすることで信頼関係を深め、誠意ある対応を心がけます。また、いじめ解消に向けて、被害生徒及び加害生徒の保護者との連携を密にし、協力を依頼していきます。保護者連携の各段階において、『新潟県いじめ対応総合マニュアル県立学校編（改訂版）』のチェックリスト等も活用しながら、適切な対応に努めます。
- いじめは、単に謝罪をもって解消されたとすることはできません。いじめが「解消している」状態には、少なくとも次の2つの要件が必要です。
 - ① いじめに係る行為が止んでいること
いじめを受けた生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とします。いじめ防止対策委員会において、さらに長期の期間が必要であると判断した場合は、より長期の期間を設定するものとします。教職員は、相当の期間が経過するまでは、いじめを受けた、いじめを行った生徒の様子を含め、状況を注視し、期間が経過した段階でいじめ防止対策委員会において判断します。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視します。
 - ② いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと
いじめを受けた生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないことを本人及び保護者に面談等で確認し、認められること。
これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとします。いじめが「解消している」状態とは、あくまで、ひとつの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、いじめを受けた生徒及びいじめを行った生徒を、日常的に注意深く観察します。

5 インターネットを通じて行われるいじめへの対策

インターネット上のいじめは、学校、家庭及び地域社会に深刻な影響を及ぼす恐れがあることから、学校、家庭及び地域が連携して対応していきます。インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを生徒に理解させ、インターネットを通じて行われるいじめを防止します。生徒及び保護者に対し、授業や入学説明会、PTA行事等の機会を通じて、必要な情報モラル教育及び啓発を行います。また、教職員はアンケートや面談等でネットトラブルの有無を確認することにより、ネット社会における生徒の様子を注視していきます。

6 家庭、地域との組織的な連携・協働

- より多くの大人が生徒の悩みや相談を受け止めることができるよう、日頃から、家庭やPTA、地域の関係団体等との連携を促進します。
- 学校評議員会や地域の声を聞く会などに、本校のいじめに係る状況及び対策について情報提供するとともに、連携・協働による取組を推進します。

7 関係機関等との連携

- いじめの防止等のための対策を適切に行うため、学校警察連絡協議会や「深めよう絆にいがた県民会議」、民間団体等との連携を推進します。

8 校内組織

(1) いじめ防止対策委員会

校長、教頭、委員長、副委員長、いじめ対策推進教員、各学年主任、各学年の生徒指導担当1名、養護（助）教諭の計12名で構成する。

(2) 教育相談委員会

教頭、委員長、副委員長、各学年主任、各学年から1名、養護（助）教諭の計10名で構成する。

いじめの定義

いじめとは、いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第2条で、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係※1にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響※2を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」とされている。

この定義を踏まえた上で、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かについては、表面的・形式的ではなく、いじめを受けたとされる生徒の立場に立って判断する。また、いじめには多くの態様がある※3ことから、いじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件を限定的に解釈することがないよう努める。

※1 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）等、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

※2 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすること等を意味する。

※3 具体的ないじめの態様の例

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
 - ・仲間はずれ、集団による無視をされる
 - ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
 - ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
 - ・金品をたかられる
 - ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
 - ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
 - ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等
- (※1～※3は、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」による)

平成29年2月14日 一部改正
平成30年3月23日 一部改正
令和2年7月31日 一部改正